

令和3年7月1日

各支給認定保護者の皆様

社会福祉協議会吉美福祉会  
吉美こども園

### 令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

#### （参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない こととなっているため、このたび令和2年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

吉美こども園 様

2021年4月30日  
綾部市福祉保健部こども支援課長

令和2年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	199,970	199,970	197,700	197,700	197,700	197,700	197,700	197,700	197,700	204,430	203,940	210,250	
	4歳児以上	183,920	183,920	181,650	181,650	181,650	181,650	181,650	181,650	181,650	188,380	187,970	194,280	
保育（2号、3号）認定	標準時間 短時間	0歳児	193,040	193,040	193,060	193,060	193,040	192,980	192,920	192,910	192,910	192,910	190,410	196,610
			188,150	188,150	188,170	188,170	188,150	188,090	188,030	188,020	188,020	188,020	185,580	191,780
	標準時間 短時間	1、2歳児	114,080	114,080	114,100	114,100	114,080	114,020	113,960	113,950	113,950	113,950	112,580	118,780
			109,190	109,190	109,210	109,210	109,190	109,130	109,070	109,060	109,060	109,060	107,750	113,950
	標準時間 短時間	3歳児	71,440	71,440	71,460	71,460	71,440	71,380	71,320	71,310	71,310	71,310	70,420	76,620
			66,550	66,550	66,570	66,570	66,550	66,490	66,430	66,420	66,420	66,420	65,590	71,790
	標準時間 短時間	4、5歳児	55,880	55,880	55,900	55,900	55,880	55,820	55,760	55,750	55,750	55,750	55,060	61,260
			50,990	50,990	51,010	51,010	50,990	50,930	50,870	50,860	50,860	50,860	50,230	56,430

\* 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。